日弁連総第６３号
2002（平成14）年1月17日

厚生労働大臣
坂口　力　殿

日本弁護士連合会
会長　久保井　一匡

勧　告　書

当連合会は、申立人免田栄による死刑再審無罪者に対して年金支給を求める人権救済申立事件につき調査した結果、下記のとおり勧告します。

記

第１　勧告の趣旨

かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決が確定した冤罪被害者が、国民年金を受給できるよう早急に必要な措置を講じられたい。

第２　勧告の理由

１　申立人は、いわゆる免田事件の冤罪被害者であり、1925年（大正14年）11月４日生まれの76歳である。1949年（昭和24年）１月13日強盗殺人・傷害事件で逮捕され、その後1950年（同25年）３月23日熊本地裁八代支部で死刑を宣告され、控訴棄却（1951年（同26年）３月19日）、上告棄却（1951年12月26日）により死刑が確定したが、当連合会の支援により、1979年（同54年）９月27日第６次再審請求において福岡高裁で再審開始決定を得て、1983年（同58年）７月15日熊本地裁八代支部で無罪判決となり、同日釈放され、同月28日上記無罪判決は確定した。この間約31年７ヶ月を要した。

２　国民年金が施行されたのは1961年（同36年）４月１日であり、当時申

立人は、死刑囚として身柄拘束を受けていた期間であり、この間国民年金に加入できず、従って保険料納付免除申請もできなかった。そのため、晴れて社会生活を再開したときは 58 歳であったが、その時点で加入したとしても年金支給のための必要な加入（受給資格）期間である 20 年間を満たすことはできない。結局申立人は今なお無年金状態に放置されている。

3　このような無年金状態になった原因は、不当逮捕、勾留、誤判によるものであり、挙げて国、とりわけ司法関係者に責任がある。国は上記のとおり、申立人の年金受給権を侵害しながら、これを是正・回復する措置を講じていない。これは重大な人権侵害であるとして、当連合会に対して、然るべき救済措置を求めた。

4　判断

国民年金法上の「被保険者資格」は、日本国内に住居を有する 20 歳以上 60 歳未満の者である（法７条１項）。そして、上記資格者の資格喪失時期は「死亡したとき」「日本国内に住所を失ったとき」等であり（同 9 条）、死刑判決の確定は喪失事由に含まれていない。従って、申立人のような死刑判決確定者は国民年金法上、被保険者資格を失うものではない。厚生省年金課の回答では、「死刑確定により年金支払義務に影響はなく、死亡まで通常の扱いである」「従って、死刑囚といえども保険料免除の申請を受け付ける」とのことであり、死刑囚に被保険者資格が認められることは明らかである。

ところで、申立人は上記国民年金法上、被保険者資格を有する者であるが、年金加入手続きをしていないために具体的な保険関係は申立人との間では成立していない。手続き上は、被保険資格者の側から届け出ることになっているが、その前提として、国から被保険者資格を有する者（申立人）に対して、年金制度の説明及び被保険者資格があることの教示がなされなければならない。

しかし、仮に教示があったとしても、被保険者資格を有する者が既に死刑判決を受けて死刑が確定した状況の下で将来的に社会復帰を想定して、年金生活を視野に入れた対応を取ることを期待することは困難であり、このことは申立人のように冤罪（誤判）を確信している場合であっても同様といわねばならない。従って、申立人が年金加入手続き及び保険料免除手続きを取らなかったことをもって、申立人に不利益に取り扱うことは許されず、全体として年金加入の機会を不当に奪われたものと解するべきである。

国は、申立人を31年余りの期間、不当に身体拘束し続けながら、無罪判決による申立人に対する慰謝は、刑事補償をしたのみである。死刑判決を受けた者が冤罪であることが明らかとなり社会復帰したにもかかわらず、老後の唯一の所得保障となる年金の手当をしないことは「再度の死刑判決を受けるに等しい」との非難に価するものである。

そこで、国が取るべき対応としては、誤判によって不当に年金加入の機会を奪われた申立人に対して特別な配慮（法的手当て）がなされてしかるべきであり、遅くとも申立人が確定的に無罪となった時点で、年金支給年齢（60歳）に達したときから年金を受給できるような特別な制度的手当を講ずるべきであった。

なお、申立人は無罪判決後、身体拘束期間中の精神的苦痛に対する刑事補償を受けているが、これはあくまで過去の損害に対する填補に過ぎず、将来に向かっての生計維持のための年金制度とは目的を異にするものといえるので、刑事補償を受けたことをもって年金支給を不要とすることはできない。

また、同じく死刑再審無罪確定者である斎藤幸男氏は、申立人と同様、国民年金に加入できておらず、このまま支給開始年齢に達しても年金は支給されない。そこで、申立人の他に、斎藤氏も含め、かつて死刑判決を受け、再審で無罪判決を受けた者に対して、年金を支給すべく必要な措置を講ずる必要があり、表記のように勧告する。

以　上